

欧州データ空間（European Data Space）戦略にみる
EU データ主権強化の法的側面と課題からみる日本への示唆
Legal Aspects and Challenges in the Strengthening of EU Data Sovereignty under the
European Data Space Strategy and Its Implications for Japan

寺田 麻佑^{††} 板倉陽一郎^{††}
Mayu Terada Yoichiro Itakura

1. はじめに

EU（欧州連合）は、データ主権（data sovereignty）の強化を目指し、欧州データ空間（European Data Space）の実現を欧州データ戦略の中核に据えている[1]。2020年に策定された欧州データ戦略では、データがイノベーションと経済成長の基盤であることを認識し、「単一の欧州データ空間」を創設して欧州の競争力とデータ主権を高める構想が示された。その目的は、より多くのデータを欧州域内で活用可能にしつつ、データを生み出す企業や個人がその制御権を保持する点にある[2]。この戦略の下、EUは一連の法的枠組みを整備しており、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）による個人データ保護に加えて、データガバナンス法（Data Governance Act, DGA）やデータ法（Data Act, DA）といった新たな制度を柱としてデータの統制・利活用の基盤を構築している[3]。GDPRは2018年の施行以来、各国のデータ保護法制のモデルとなるグローバル標準として機能しており、EUはその成功を踏まえて非個人データ領域にも規律を拡大しつつある[4]。実際、「データ主権」の旗印の下で非個人データのアクセスと共有、およびデータ仲介者に関する包括的なルールが整備されてきており、これらは欧州データ空間構想の実現に不可欠な制度基盤となっている。本稿では、GDPR・DGA・DAを中心にEUが目指すデータ主権強化の法的枠組みとその課題を分析する。

2. EU データガバナンス法制の構造

GDPR（一般データ保護規則）はEUにおけるデータガバナンスの根幹となる法律であり、個人データの保護と域外移転規律を包括的に定めている。GDPRにより確立された厳格な個人情報保護体制は、欧州市民のプライバシー権を強力に保障すると同時に、欧州域外にデータが移転される場合にもEU基準の保護を及ぼすことで、EUのデータ主権確保の基盤となっている。GDPRは施行後、インドやインドネシア、コロンビア等を含む他国の法制度にも影響を与え、各国がこれに倣った法整備を進めるなど、世界的にもデファクトスタンダードとなっている。日本も、GDPRの施行に影響を受けて個人情報保護委員会を設置する形で個人情報保護法を改正している[5]。

データガバナンス法（DGA）は、欧州データ戦略にもとづき2020年に欧州委員会から提案され、2022年に成立した新しい規則である。DGAの主目的は、官民にまたがるデータ共有を促進するため信頼性の高いデータ流通基盤を

整備することにある。

具体的には、日本でいう「情報銀行」やデータ取引市場のようなデータ仲介サービスに対する規律を設けることでその信頼性を強化し、安心してデータを提供・利用できる環境を構築することを目指している。

例えばDGAは、中立的なデータ仲介事業者の認定制度を創設し、企業や個人が自らのデータを第三者に提供して公益目的で活用してもらうデータ利他主義（データ寄付）の枠組みを規定するなど、データ共有に関する制度上の枠組みを整備した[6]。これにより、公共部門が保有するデータの再利用（研究機関や企業による活用）を促進しつつ、仲介事業者によるデータ取引の透明性・中立性を確保することが期待されている。DGAは2023年9月に適用が開始されており、欧州データ空間の実現に向けた第一歩となる基盤法制と位置付けられる。

次に、データ法（Data Act）は、2023年に欧州議会・理事会で採択され官報公示されたEUの新たな包括法であり、2025年9月から適用が開始される予定である。この法律は爆発的に増大する産業分野のデータに着目し、EUのデータ経済を活性化するためデータの利活用促進と公正な価値分配を図ることを目的としている。特にIoT機器やセンサーが生成する非個人データ（いわゆる産業データ）を念頭に、誰がどのデータにアクセスし利用できるか、その条件を明確化することで、データをめぐる権利関係のルールを整備した点が画期的である。例えばDA第II章では、IoT製品のユーザー（消費者や企業）に対し、自ら生成したデータへのアクセス権と第三者への提供（ポータビリティ）権を付与することが定められている。製造メーカー等のデータ保持者は、契約関係の有無にかかわらずユーザーから請求があればそのデータを機械判読可能な一般的形式で提供する義務を負い、利用者のデータ主権が強化された。併せて、第IV章ではデータ共有における不公正な契約条項の禁止が規定され、大企業が中小企業に著しく不利なデータ利用契約を強制することがないよう歯止めを設けている。このようにDAは、データ保有者である製造業者やプラットフォーム事業者によるデータの囲い込みを緩和し、ユーザーや中小事業者も含めた幅広い主体によるデータ利活用を促進することでイノベーション創出を図っている[7]。

さらにDAは、クラウド等のデータ処理サービス市場における競争促進と相互運用性の確保にも踏み込んでいる。例えばクラウドサービスの乗り換え（スイッチング）を容易にするため、サービス提供者に対しデータのポータビリティや相互接続に関する技術基準への適合義務を課し（第VI章）、バンダーロックインの解消を図っている。また、異なる業種間・プラットフォーム間でデータが円滑に共有できるよう、共通の欧州データ空間における相互運用性要件を定め（第VIII章）、欧州委員会と欧州データイノベ

[†] 一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授 / Professor, Hitotsubashi University Graduate School of Social Data Science

[‡] ひかり総合法律事務所 / Hikari Sogo Law Offices

^{††} 理化学研究所 AIP / RIKEN AIP

ション委員会の下でオープン標準やプロトコルの整備を進めることとされた。加えて、第三国当局によるデータアクセス要求への対処規定も盛り込まれている点が特徴的である。具体的には、EU域内に保存された非個人データについて第三国の政府機関から提供要請があった場合、EUまたは加盟国法に反する場合には提供を拒否できること、提供する場合でも当該国の法制度が欧州の基本権や商業機密の保護に十分な保証を提供していることを条件とすること等が定められた。この規定により、EU域外へのデータ移転に際しても欧州における保護水準が付与され、欧州のデータ主権を損なう形で第三国政府がデータに直接アクセスすることを防ぐ法的枠組みが構築されている[8]。

以上のように、GDPRが個人データの厳格な保護と域外移転ルールを提供する一方で、DGAとDAは非個人データを含むデータ共有・利活用の制度面を補完している。DGAが主に自発的なデータ共有メカニズムへの信頼醸成や仲介基盤の構築を担い、DAが産業データの利活用促進とルールの明確化を図ることで、両者は欧州データ戦略の下で相互に関連する柱となっている。実際、欧州委員会も「DGAはデータ共有の信頼性を高め、DAはデータへのアクセスと利用条件を法的に明確化する役割を果たす」と位置付けており、これら二つの規則は他の政策措置と相まってEUにおけるデータの単一市場（シングルマーケット）創設に寄与するとされる。この包括的枠組みにより、飛躍的に増大するデータ（特に産業データ）の価値を欧州経済・社会の利益に活かし、EUをデータ経済のリーダーに押し上げることが期待されている[9]。

3. 欧州データ空間が日 EU 間のデータ移転や制度に及ぼす影響

EUのデータ主権戦略は国際的にも大きな影響を及ぼしており、特に日本との関係において重要な変化をもたらしている。EUは自らの高水準なデータ保護規則をグローバルに波及させつつ、第三国との間で信頼に基づくデータ流通の枠組みを構築することを模索している。その一例が、EUと日本間で2019年に成立した相互の十分性認定である。この日EU相互十分性認定により、両者は互いの個人データ保護制度（EUのGDPRと日本の改正個人情報保護法）が同等の保護水準を有すると公式にお互いに認めることとなった。日本側はこの認定のために追加的なルール（例えば欧州から受け入れた個人データの第三者提供制限等）を導入しており、約5億人のEU市民と1億2千万の日本国民の間の個人データ流通が法的枠組みに則って自由に行えるようになったことは、企業活動にも大きな利益をもたらしている。2021年から22年にかけて実施された初回レビューにおいても、日EU双方はこの十分性認定が円滑に機能していると評価し、過去4年間で両者の法制度上の収斂が一層進んだことを確認している[10]。さらに2023年には、日本側での法改正（学術・行政分野における個人情報保護拡充）を受けて十分性認定の対象範囲を学術研究データや公共部門データにも拡大する方針が発表され、これにより日EU間の研究協力や行政サービスにおける個人データ共有が一層円滑になることが期待されている。

また日EUは、貿易協定上でもデータ流通の自由化に向けた新たな措置を講じている。2022年から交渉が行われた経済連携協定（EPA）へのデジタル貿易章追加交渉が妥結

し、2024年7月に日EU間の越境データ流通に関する協定が発効している。この協定により、金融、運輸、機械、eコマース等の幅広いセクターで、営業上データの現地保存義務や海外移転制限を設けないことが相互に確約された。これにより、企業は煩雑な所在地要件やサーバー国内設置義務に縛られることなくデータを扱えるようになり、予見可能で安定した法的環境の下で日EU間のビジネスが可能となった。欧州委員会はこの合意について「デジタル保護主義に対する強いシグナルであり、我々の共有する価値観に基づくDFFT（信頼ある自由なデータ流通）の原則を推進する画期的な成果」と評価している。実際、協定本文ではプライバシー保護など正当な理由のない恣意的なデータ流通制限を禁止する一方、個人データの保護水準を下げることなく自由なデータ移転を可能にする旨が明記されており、EUと日本が「自由かつ信頼できるデータ流通」の共通アプローチを構築した例として国際的にも注目されている[11]。

このように日EU間ではデータ流通に関する制度的互恵が進んでいるところ、さらに欧州のデータ主権戦略がグローバルに及ぼす影響も踏まえる必要がある。

4. 相互に影響を与え合う日 EU データガバナンスの取り組みに向けて

EUは前述のDGAやDAを通じて、自域から第三国へのデータ提供や政府アクセスに一定の条件と制限を設ける法制度を整備した。例えばDGAでは、EU域内のデータ仲介サービス提供者が第三国当局からデータ開示要請を受けた場合の手続きを定め、要請が欧州の法律や権利保障と抵触する恐れがある際には各国当局の判断で拒否・制限できる仕組みが導入されたとされている。またDAにおいても、前述のとおり第三国政府による域内非個人データへの不当なアクセスを防止する規定が盛り込まれている。これらの規定は、安全保障やプライバシー侵害への懸念が強い国（中国やロシアなど）を主な念頭に置いたものであるが、一般論として「EUのデータは域外に出てもEUのルールで守られる」という原則を確立した点で画期的である。日本のように民主主義国であり十分なデータ保護法制を有する相手との間では即座に問題は生じないものの、将来的に日EU間で新たなデータ種類の流通（例：IoT機器から集積される工場稼働データ等）が増える場合、インターオペラビリティが円滑に図られているかが問われる可能性がある。幸い、現時点では日EU双方が高い水準でデータ保護・活用の枠組みを共有しており、上述の相互十分性やEPAデジタル章に見られるように「信頼に足るパートナー間ではデータを自由に流す」ための制度基盤が整いつつある。

5. 日本における信頼性あるデータガバナンス構築への示唆

欧州のデータ主権戦略と欧州データ空間の構想は、日本のデータガバナンスの今後を考える上でも多くの示唆を与えるものである。第一に、個人データ保護と利活用のバランスを高い水準で維持・向上させるために、今後も検討を続ける必要がある。

むしろ欧州データ空間の進展により、日EUそれぞれの国内におけるデータガバナンス体制の高度化が促され、共通の価値観に基づく新たな協力の機会が拡大することが期

待される。実際、日本が個人情報保護の対象範囲を公共・学術部門に拡大したことは欧州側の評価を得て十分に認定の拡充に繋がったように、日本側が自主的に欧州水準の保護・活用ルールを整備することは両者間のデータ共有をさらに円滑にする。今後、日 EU が協力してグローバルなデータルール形成に影響力を及ぼすためにも、お互いの制度を参照し合いながら調和を図っていく取り組みが重要となる。

欧州におけるデータ主権戦略および欧州データ空間の構想は、日本における今後のデータガバナンスの制度設計と運用を検討するうえで、極めて重要な示唆を提供するものである。とくに、日本においては、今後ますます、個人データの保護とその利活用との調和をいかに高水準で維持・発展させるかという課題に対応していくことを検討していく必要があるためである。

日本においては、2010年代後半以降、個人情報保護法の複数回にわたる改正がなされ、その結果、欧州一般データ保護規則(GDPR)と実質的に同等の水準と評価される法制度が整備されるに至った(Technology Law Dispatch, 2023年)。このような制度的整備の成果として、2019年には日 EU 間の相互十分に認定(adequacy decision)が成立し、日本は EU 域外において初めて、無制限に個人データの移転が許容される第三国として認定された。この枠組みは、日本企業にとって EU 市民の個人データを法的確実性の下で取得・処理することを可能にし、日 EU 間におけるデータ経済の連携と信頼構築の基盤となっている[12]。

もっとも、EU 域内においても、欧州一般データ保護規則(GDPR)の施行後、運用面での新たな課題が顕在化しつつある。したがって、日本においても、制度の現状を踏まえ、国際的な規範との整合性に留意しつつ、不断の制度的改善を図る必要がある。たとえば、欧州一般データ保護規則(GDPR)第 20 条に規定されたデータポータビリティ権は、ユーザーが自身に関するデータを機械判読可能な形式で入手し、別のサービス提供者へ移転することを認めるものであるが、データが移行される際の形式が、十分に明確化されていないといった課題があり、より具体的な運用規定が定められる必要があるとの指摘がなされている[13]。この点を踏まえるならば、日本においても同様に、利用者の自己情報コントロール権を実質的に保障する方策の検討を、具体的な運用状況も想定しながら行うことが有益である。

加えて、個人データの越境移転に際する透明性の確保や、プライバシー保護と利活用促進のバランスを図る観点から、匿名加工技術といった「プライバシー・テクノロジー」の導入・活用を促進する政策的枠組みの整備も急務である。これらの技術的・制度的対応に際しては、欧州における最新の議論や実務の知見を踏まえて、日本の制度設計において適切に取り込んでいくべきであろう。

さらに、産業データ(非個人データ)分野のガバナンス強化が重要である。欧州の DA は、従来契約や力関係に委ねられてきた企業間データ共有に法的ルールを導入し、ユーザー企業によるデータアクセス権を保証するとともに不公正な契約条件を禁止することで、公正なデータ共有環境を整えた[14]。日本でも、産業界において大企業がデータを囲い込み、中小企業やスタートアップがデータにアクセスできない状況を是正し、エコシステム全体でデータを共有・活用してイノベーション創出につなげる仕組みを検討

すべきである。具体的には、企業間でデータを融通し合う際の標準契約ガイドラインの整備や、データ共有時の営業秘密保護策の普及支援、競争法と連携したアクセス権の法的権利化の是非検討などが考えられる。経済産業省は既に「データの共有に関する契約ガイドライン」(2018年)を公表し企業間取引の指針を示しているが、欧州に倣い特定のデータについて利用者にアクセスを保障する権利を明文化することも、データ利活用促進には有効と考えられる。いずれにせよ、日本も産業データや公共データに関する包括的戦略を打ち出し、データを安全かつ公平に共有できる環境を官民協力で整備していくことが求められる。また、データ仲介やデータ共有基盤に関する制度設計についても、欧州の DGA では、信頼できるデータ仲介事業者(データ取引のプラットフォーム)を公的に認定・監督する枠組みが導入されたように、日本でも一定の要件を満たしたデータ仲介事業者を認証・評価する制度や、仲介者による第三国へのデータ提供時のルール(利用者への通知や当局への報告義務など)を検討することで、データ取引基盤への信頼性を高めることができよう。また、複数の個人や企業が集まってデータを共同利用するデータ協同組合(service of data cooperatives)のような新しい仲介モデルが欧州で設定されたことを参考に、日本でも地域や業界ごとにデータを持ち寄る協調的データ共有の仕組みを推進することが考えられる[15]。

参考文献

- [1] Meredith Broadbent, CSIS Report, The EU Data Act: The Long Arm of European Tech Regulation Continues, Published June 29, 2023.
- [2] Ibid.
- [3] European Commission, Data Act Explained, at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/data-act-explained>.
- [4] European Union, The general data protection regulation applies in all Member States from 25 May 2018, <https://eur-lex.europa.eu/content/news/general-data-protection-regulation-GDPR-applies-from-25-May-2018.html>. (2025/5 取得)
- [5] 個人情報保護委員会について <https://www.ppc.go.jp/aboutus/commission/>. (2025/5 取得)
- [6] 寺田麻佑「EUにおけるデジタルガバナンス—データガバナンス法（DGA）の制定からみる現状と課題」EU法研究 15 巻 73—101 頁（2024 年）。
- [7] European Commission Website, Shaping Europe’s digital future, Commission sets course for Europe’s AI leadership with an ambitious AI Continent Action Plan.
- [8] Ibid.
- [9] Ibid.
- [10] 小向太郎「日 EU 十分性認定の意義と課題」JilisreportVol.5, 38—45 頁。
- [11] European Commission Website, EU-Japan deal on data flows enters into force.
- [12] 個人情報保護委員会ウェブサイト、日 EU 間・日英間のデータ越境移転について（<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/>）。
- [13] 大西楠テア翻訳＜講演＞アレクサンダー・ロスナーゲル「ヨーロッパ一般データ保護規則に対する評価」情報法制研究 8 号 97-108 頁（2020 年）。
- [14] Above note 3.
- [15] 日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所・海外調査部（2022）『EU の産業データ政策の概要：EU デジタル政策の最新動向（第 2 回）』（2022 年 12 月）。